

産 商 商 第 52 号

平成29年2月2日

京都タワー株式会社
代表取締役 小川 雅人 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成28年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都タワービル
京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町721-1

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

当該商業施設は、来店客用の駐車場及び駐輪場を設置していないことから、今後とも、来店客に対して、公共交通機関により来店してもらうよう周知を徹底することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は飲食店及び道路を隔てて家電量販店、東側は烏丸通を隔てて店舗及び事業所等、西側は道路を隔てて店舗等、南側は塩小路通及びバスターミナルを隔てて京都駅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、質問や意見は出なかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、廃棄物等の排出量が増加すること並びに騒音について等価騒音レベルの増加及び夜間における騒音の発生が予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（１）廃棄物等の排出量の増加について

現行の廃棄物等保管施設は容量が十分に確保されており、現状の排出量実績を踏まえると、変更後も対応可能であると考えられる。

（２）騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルについては、変更後の等価騒音レベルの予測でも環境基準値を下回っている。

夜間における騒音の最大値についても、規制基準値を下回っていることから、今回の変更による周辺地域の生活環境への影響は少ないと考えられる。

なお、当該商業施設は、来店客用の駐車場及び駐輪場を設置していないことから、今後とも、来店客に対して公共交通機関により来店してもらうよう周知を徹底することが望まれる。